

地域計画（水分水田農業ビジョン）

地域計画の区域（法律 19 条 2-1）

策定年月日	令和 7 年 3 月 17 日
更新年月日	令和 8 年 2 月 3 日（第 1 回更新）
目標年度	令和 17 年度
市町村名 (市町村コード)	紫波町 (03321)
地域名 (地域内農業集落名)	水分 (上松本、升沢、宮手、下松本、吉水、小屋敷、上山、南伝法寺)

1 地域における農業の将来の在り方（法律 19 条 2-2）

（1）地域計画の区域の状況（参考様式 5-2）

区域内の農用地等面積	829 h a
①農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	790 h a
②田の面積	731 h a
③畑の面積	113 h a
④区域内において、規模縮小意向のある農地面積の合計	59 h a
⑤区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	259 h a
（参考）64 歳以下の基幹的農業従事者の割合	21%
（参考）後継者が一緒に農業をしている経営体数	27 経営体

資料：紫波町農業振興計画、農林業センサス、水分地区地域計画策定検討委員会意向調査

（2）地域農業の現状及び課題

①地域農業の現状（参考様式 5-2）

ア 農業生産の現状（省令 19 条 2-1）

（ア）作物別栽培面積

水分地区は紫波町の西部に位置する平坦水田地域となっており、作物別の栽培面積は水稻 671ha、麦 156ha、野菜 25ha と町内を代表する稲作地域となっています。また畜産では、肥育牛 2 経営体、繁殖牛 17 経営体、養鶏 1 経営体あり、耕種農家と畜産農家が共存しているのが特徴です

（イ）販売金額第 1 位部門別経営体数

農業経営の中で販売金額が第 1 位の部門別経営体数が最も多い部門は、稲作が 92 経営体、次いで肉用牛の 11 経営体で稲作と肉用牛が水分地区的経営の柱となっています。

イ 担い手の現状

(ア) 主副業別経営体数

農業を主業とする主業農家数は 23 経営体、準主業が 18 経営体、副業的農家が 77 経営体で主業農家のうち 65 歳未満の農業専従者がいる経営体の割合は、19%で兼業化が進んでいます。

(イ) 年齢階層別基幹的農業従事者数

2020 年の基幹的農業従事者数は 168 人で 70 歳～79 歳の年齢階層が 75 人と最も多く、64 歳以下は 35 人の 21%で高齢化が進んでいます。

基幹的農業従事者数は 2020 年の 168 人から 2035 年には 71 人（2020 年対比 42%）に減少すると見込まれ、64 歳以下の基幹的農業従事者は 35 人から 2035 年には 12 人（2020 年対比 34%）に減少すると見込まれます。

この結果、65 歳以上の高齢化比率は 2020 年の 79%から 2035 年には 83%に上昇すると見込まれます。

(ウ) 認定農業者の状況

2020 年 2 月現在の認定農業者数は、30 経営体で経営耕地面積は 318ha となっています。このうち個人経営が 22 経営体、法人が 8 法人で、経営耕地面積は、個人経営体が 135ha、法人が 183ha と法人の経営耕地面積が多くなっています。

(エ) 集落営農の状況

水分地区には、転作のブロックローテーションを統括している水分営農組合があり、地区のほとんどの農家が加入しています。

水田作大規模法人として農事組合法人水分農産があり、100ha を超える経営規模で米、麦、子実トウモロコシ、タマネギ等を栽培するとともに、そば、麦、稻の作業受託を行い、地域の農地の受け皿となっています。

ウ 農業経営体数と農地の需給見通し

(ア) 個人経営の農業経営体数と供給農耕地面積の予測値

個人の農業経営体数は 2020 年の 118 経営体から 2035 年には 53 経営体（2020 年比 45%）に減少し、2035 年までに離農した農家から 144ha 農地が供給されてくると予測されています。

<出典：農研機構 農業情報研究センター>

(イ) 認定農業者の拡大目標面積

認定農業者の拡大目標面積は 69ha で、そのうち個人経営体が 22ha、法人が 46ha で法人の認定農業者の方が拡大目標面積が多くなっています。

(ウ) 供給過剰となる経営耕地面積の見通し

離農した農家から供給されてくる供給農耕地面積の 144ha から、認定農業者の拡大目標面積の 69ha を差し引いた供給過剰農耕地面積は、2035 年に 75ha になると試算されます。

この供給過剰農地は、荒廃農地になることが懸念されています。

エ 営農意向調査（水分地区地域計画策定検討委員会）

(ア) 作物別作付面積の意向

水稻、牧草、WCS、子実トウモロコシでは作付拡大意向面積があるものの、そば、飼料用米の作付拡大意向面積はほとんどない状況です。肉用牛は53頭の増頭意向があります。

表1 作物別今後の経営意向と作付面積

作物	作付面積 (a)・飼養頭数 (頭)					
	① 増やす	② 現状維持	③ 減らす	④ やめる	⑤ 実拡大面積・頭数 $\text{⑤} = \text{①} - \text{③} - \text{④}$	
耕種 (a)	水稻	8,193	23,645	1,874	3,108	3,211
	飼料用米	200	471	187	-	13
	小麦	5,104	7,695	140	215	4,749
	そば	83	8,684	-	-	83
	牧草	4,625	933	84	311	4,230
	WCS	4,200	1,008	-	-	4,200
	子実トウモロコシ	3,500	-	-	-	3,500
畜産 (頭)	繁殖牛	53	42	3	11	39

(イ) 水稻の今後の意向

水稻の今後の経営意向は、現状維持が111経営体(68%)で最も多く、増やすは18経営体(11%)、減らす・やめるが35経営体(21%)となっています。

減らす・やめる面積が50haでふやす面積が82haなので農地の需要量の方が多くなっています。

表2 水稻の今後経営方向

	増やす	現状維持	減らす	やめる
経営体数、(構成比%)	18 (11%)	111 (68%)	10 (6%)	25 (15%)
作付面積(ha)	82	236	19	31

認定農業者の経営形態別では、個人の認定農業者は現状維持が11経営体で最も多いのに対し、法人は回答経営体がすべて増やすと回答し、法人の拡大意向が多くなっています。

拡大面積は個人経営が21ha、法人が44haで法人は個人経営の約2倍の拡大面積となっています。

表3 認定農業者の水稻の今後の経営意向

	増やす	現状維持	減らす	やめる	無回答
経営体数	認定農業者個人	4	11	1	0
	認定農業者法人	4	0	0	2
作付面積(ha)	認定農業者個人	21	62	9	0
	認定農業者法人	44	0	0	2

水分地区全体では、今後5年以内では、農地の供給量より需要量が多く、供給過剰農地は生じないのではないかと試算されますが、地区によっては農地の供給量が農地の需要量を上回る地区が出てくると試算され、地区を超えた農地の集積が必要になると見込まれます。

表4 地域別水稻作付面積の需給見通し試算

地 区	水稻作付面積(a)				
	①増やす	②現状維持	③減らす	④やめる	⑤需給試算 ⑤=③+④-①
上松本第1	0	1,541	0	0	0
上松本第2	206	1,385	96	615	505
升沢	100	3,264	125	166	191
宮手第1	1,000	3,183	880	68	▲ 52
宮手第2	1,020	5,847	286	275	▲ 459
下松本	950	1,734	118	37	▲ 795
吉水	1,157	132	0		▲ 1,157
小屋敷第1	360	1,175	39	627	306
小屋敷第2	2,500	245	0	211	▲ 2,289
南伝法寺第1	0	1,822	0	100	100
南伝法寺第2	850	844	50	507	▲ 293
南伝法寺第3	50	810	0	65	15
南伝法寺第4	0	1,662	280	436	716
計	8,193	23,645	1,874	3,108	▲ 3,211

(ウ) 農業後継者の状況

自分の代でやめるが57経営体(31%)で最も多く、次いで農業に従事していないが52経営体(29%)、決まっていないが46経営体(25%)で一緒に農業をしているのは27経営体(15%)と少ない状況となっています。

自分の代でやめると回答した経営体の割合は水分地区田体では31%ですが、地区別では自分の代でやめると回答した経営体の割合が50%を超える地区があります。

表5 農業後継者の状況

	一緒に農業をしている	農業に従事していない	決まっていない	自分の代でやめる
経営体数	27	52	46	57
構成比	15%	29%	25%	31%

表6 地区別農業後継者の状況

	自分の代で農業をやめる回答	
	経営体数	経営体数の割合
上松本第1	3	43%
上松本第2	10	48%
升沢	4	17%
宮手第1	3	14%
宮手第2	6	33%
下松本	3	19%
吉水	0	0%
小屋敷第1	7	54%
小屋敷第2	3	38%
南伝法寺第1	7	58%
南伝法寺第2	5	38%
南伝法寺第3	3	30%
南伝法寺第4	3	18%
計	57	31%

(エ) 今後の水田農業のあり方

今後の水田農業のあり方として、個人の担い手と担い手組織の連携強化を挙げた経営体が70経営体(25%)と最も多く、次いで担い手への集積62経営体(22%)、農地のブロック化、環境保全活動組織と担い手の連携強化、農用地の利用調整機能強化、担い手の体制強化となっています。

認定農業者の経営形態別では、個人の認定農業者は担い手への農地の集約の回答割合が最も多く、法人では、環境保全活動組織と担い手組織の連携強化の回答割合が最も多くなっています。

表7 今後の水田農業のあり方

	担い手への農地の集約	農地利用のブロック化	個人の担い手と担い手組織の連携強化	環境保全活動組織と担い手の連携強化	担い手の体制強化	農用地の利用調整機能の強化
経営体数	62	47	70	41	29	33
構成比	22%	17%	25%	16%	10%	12%

注：重複回答あり、四捨五入しているため合計値は100%となっていない。

(オ) 担い手のインタビュー調査（水分地区地域計画策定検討委員会）

経営規模拡大意向を持っている10経営体の担い手へのインタビュー調査を行った結果、担い手が抱える課題と課題解決のための検討視点が次のように整理されました。

表8 経営規模拡大意向経営体のインタビュー調査結果

担い手が抱える課題	課題解決のための検討視点
①働き手がない	<ul style="list-style-type: none"> ○法人化して従業員として雇用する必要がある。農家のみで法人化するより農業関連企業との法人化がいいのではないか、 ○設立する法人にJAが出資することはできないのか。 ○農業は冬場の作業がないため従業員の周年雇用が難しい。水分地区的農業者、酒造業者、観光業者が特定地域づくり事業協同組合を設立し、組合員に人材を派遣する取り組みをつくれないか。
②機械施設の整備が必要	<ul style="list-style-type: none"> ○特に乾燥調製・作業がネックとなっている。担い手が規模拡大するためには乾燥調製施設の整備が必要、水分地区でライスセンターが整備できればいいのではないか。 ○現状の担い手が連携し既存の乾燥調製施設を品種ごとに分担するとか、乾燥調製施設に特化する法人があればいいのではないか。
③もち米は、うるち米に比較し、乾燥調製作業やカメムシ防除作業時間が多くかかる。また銀河のしづくとも刈り取り作業が競合するため規模拡大が出来ない。	<ul style="list-style-type: none"> ○作業効率を上げて経営規模拡大を図るためにには、栽培品種をうるち米に移行していく必要があるのではないか。
④現行の水稻生産技術では規模拡大が限界	<ul style="list-style-type: none"> ○密苗疎植、露地プール育苗、乾田直播、ドローン直播、汎用コンバインで水稻刈取等、新たな省力技術の導入が必要ではないか
⑤現行の転作作物では、小麦の播種とそばの乾燥調製、稻刈り作業が競合するため規模拡大できない。	<ul style="list-style-type: none"> ○そばの作付面積を減らし、子実トウモロコシや大豆の作付面積を増やし作業時期の平準化を進め経営規模拡大を図ることが必要ではないのか。
⑥水稻の拡大希望面積が少ない。	<ul style="list-style-type: none"> ○牧草、WCSは拡大希望があることから、飼料用作物の栽培面積を拡大し、繁殖牛経営の粗飼料確保と資源循環を進めが必要ではないのか、また水田放牧も検討する必要があるのではないか。
⑦隣接地区の借地もあり作業効率が悪い。	<ul style="list-style-type: none"> ○隣接地区と水分地区的担い手が話し合って他地区の借地を交換し、それぞれの地区内の担い手に農地を集積する必要があるのではないか

(3) 地域における農業の将来の在り方（法律19条2-2、参考様式5-2）

意向調査結果、インタビュー調査結果をもとに水分地区の農業の将来の在り方を水分地区水田農業ビジョン（以下、水田農業ビジョンという）としてまとめました。

水分水田農業ビジョン

<ビジョン>

[担い手]

○水田作メガファーム、集落営農、認定農業者、個人経営体、多様な担い手等による効率的で持続可能な営農が行われている。

（水田作メガファームとは経営規模100ha以上の水田作法人経営）

[農業生産技術]

○水田作メガファームや認定農業者が経営管理意識の高い経営を行っている。（低コスト生産、生産管理、雇用管理、資金管理）

○スマート農業や環境負荷の低減技術を積極的に導入し、収益性の高い営農が行われている。

[農地利用]

○水分地区の農地情報が一元的に管理され、担い手への集積と生産圃場の団地化が進み、生産性の高い農業生産活動が行われている。

○環境保全活動組織と担い手が連携し、未利用農地や耕作放棄地の発生が防止され農地が有効活用されている。

[推進組織]

○水田農業ビジョンを推進するための組織が設立され、具体的に進められている。

<環境分析>

[外部環境の変化]

①気象

温暖化の進行により、うるち米ともち米の収穫時期が競合するとともに、もち米の品質維持のために二段乾燥が必要になってきています。

②米の販売環境

主食用米の需給ひっ迫により、うるち米の価格が上昇し、もち米の価格優位性が低下しています。

③農業生産技術

実用的なスマート農業機械の開発が進み先進地で導入が進み始めています。

緑の食料生産システム戦略に基づき環境負荷を低減する農法が推奨されてきています。

肥料、飼料、機械施設の価格高騰により生産コストが上昇し経営収支が悪化してきています。

④労働力不足

日本全体で少子・高齢化が進み、全産業で労働力が不足してきているため、水分地区での農業労働力の確保が困難になってきています。

定年制の延長により、定年退職後に農業に還流してくる人材が減少してきています。

⑤農地利用

農地の貸借が農地中間管理機構に集約され一元的な農地調整が可能となっていました。

〔内部環境の変化〕

高齢化して離農する農業経営体が今後急増し、認定農業者だけでは、離農する農家の農地を活用しきれず、大量の農地が供給過剰となり荒廃農地が発生することが懸念されます。

分析結果は、「2 地域農業の現状及び課題」と以下の資料参照

○水分地区地域計画策定検討委員会幹事会資料

「水分地区的担い手と農地の見通しと今後の対応方向」(2024年11月18日)

<重要成功要因の選定>

水田農業ビジョンを実現するために必要な重点成功要因を、担い手、農業生産技術、農地利用の分類ごとに整理すると次の14項目となります。

〔担い手〕

- ①法人化により他産業並みの就労環境整備（厚生年金、社会保険）
- ②新規法人設立に対するJAの出資要請
- ③農業関連企業との法人化検討（農機具メーカー、食品会社、建設会社等）
- ④個人経営の担い手の協業化推進（乾燥調製作業等）
- ⑤特定地域づくり事業協同組合の設立検討（農業者、酒造事業者、観光事業者等）

〔農業生産技術〕

- ⑥水分地区の乾燥調製施設の整備
- ⑦担い手の連携や役割分担による既存乾燥調製施設の効率的利用促進（品種別、乾燥調製特化等）
- ⑧水稻の生産性向上を図るため品種構成を再検討
- ⑨畑作物の合理的輪作体系の確立による作業時間の平準化と規模拡大
(麦、大豆、子実とうもろこし)
- ⑩肉用牛の粗飼料確保に向けた牧草、WCSの生産拡大と飼料のペレット化検討

⑪水田作経営体と肉用牛経営体の連携による堆肥の有効活用と資源循環型農業確立

⑫水田作メガファームを対象にしたスマート農業機械の導入促進

[農地利用]

⑬水分地区と隣接する地区の担い手の出入り作を解消し、地区の担い手に集積

⑭生産圃場の団地化と生産性向上に向け、水分地区の農地情報を一元管理する主体創設検討

<重点成功要因の評価>

重点成功要因を、①実行の容易性、②効果・成功が期待できるか、③成功する確率が高いか、④新しさ、斬新さがあるかの評価項目で評価すると以下のとおりです。

今後これらの評価を踏まえながら優先順をつけて順次具体化に向けた取組を進めます。

表9 重点成功要因評価表

重 点 成 功 要 因	①実行の容 易性	②効果・成 果が期待で きる	③成功する 確率が高い	④新しさ、斬 新さがある
①法人化	◎	◎	◎	
②新設法人へのJAの出資	◎	○	○	
③農業関連企業との法人化	△	◎	△	◎
④個人担い手の協業化	◎	◎	◎	
⑤特定地域づくり事業協同組合設立	△	◎	△	◎
⑥水分地区の乾燥貯蔵施設整備	△	◎	◎	
⑦担い手連携による乾燥調製施設の効率運用	◎	◎	○	
⑧水稻品種構成再検討	◎	◎	◎	
⑨畑作物の合理的輪作体系確立	◎	◎	◎	
⑩飼料用作物生産拡大	△	○	△	
⑪耕畜連携による資源循環推進	△	○	△	
⑫スマート農業機械導入促進	○	◎	◎	
⑬水分地区と隣接する地区の出入り作解消	◎	◎	○	
⑭農地情報の一元的管理主体の創設	◎	◎	◎	

凡例：◎大いにある、○ある、△少しある、空欄該当しない

評価方法：幹事会での協議

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標（法律 19 条 2-3）

（1）農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針（省令 18 条 2、参考様式 5-2）

水田農業ビジョンの実現に向け、農業委員、農地利用最適化推進委員の活動を通じ、農地中間管理事業を活用しながら担い手への農地集積と集約化を進めます。

（2）担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標（省令 18 条 3、参考様式 5-2）

現状の集積率	78%	将来の目標とする集積率	85%
--------	-----	-------------	-----

（3）農用地の集団化に関する目標（省令 18 条 4、参考様式 5-2）

現状の圃場の分散錯雑や経営規模拡大に伴う圃場分散による生産性の低下を防止するため、目標地図の作成とローリングを通じて作付作物の団地化を進めます。

特に隣接する古館地区への出入り作が多いことから、古館地区の担い手と協議し、それぞれ地区内の農地の集積を進めます。

3 農業者及び区域内の関係者が 2 の目標を達成するために取組む内容（法律 19 条 2-4、省令 18 条 5）

（1）農用地の集積、集団化への取組（参考様式 5-2）

水田農業ビジョンの実現に向け、農業委員、農地利用最適化推進員の活動を通じて貸し手と借り手の掘り起こしを行うとともに、目標地図の作成とローリングを行いながら、担い手への農地の集積と作付作物の団地化を進めます。

（2）農地中間管理機構の活用方法（参考様式 5-2）

農地中間管理事業を活用した農地の貸借を進めるとともに、水分地区の農地情報の一元的管理を進め、地域の合意が得られる場合は、農地中間管理事業を活用して地域の農地を一元的に管理する主体の創設を進めます。

（3）基盤整備事業への取組（参考様式 5-2）

水田農業ビジョンの実現に向け、基盤整備が必要な場合は、関係機関と連携し事業計画の作成に取り組みます。

（4）多様な経営体の確保・育成の取組（参考様式 5-2）

地域で担い手が確保できない場合は、地域計画の目標地図作成時に、新規就農者のための農地の確保や農業体験農園による多様な担い手の確保を検討します。

また、法人化にあたっては、地域の担い手にのみ留まらず農業関連企業との連携も視野に検討を進めます。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体への農作業委託の取組（参考様式 5-2）

栽培管理技術を必要とする育苗、田植え、刈り取り、乾燥調製作業等の作業は、地域の水田作メガファームや個人の認定農業者に作業を委託します。

栽培管理技術を必要としないドローン作業や除草作業等は、紫波町内でドローンによる防除や除草作業の受託を行っている企業の農業支援サービス事業体への作業委託を進めます。

J Aによる農業支援サービスの強化について、岩手中央農業協同組合と意見交換を進めます。

【任意記載事項】

✓	①鳥獣害被害防止対策
✓	②有機・減農薬・減肥料
✓	③スマート農業
✓	④畑地化・輸出等
	⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等
✓	⑦保全管理
✓	⑧農業用施設
✓	⑨耕畜連携
✓	⑩その他（みくまるっと脱炭素先行地区）

【選択した上記の取組内容】

- ①鳥獣被害対策の集落点検マップ等を作成し被害の実態把握と対策の状況の視覚化を進めます。
- ②水稻は耕畜連携により堆肥を施用し減肥を進めるとともに、現在取り組んでいる特別栽培米を段階的に有機農業に切り替えていくことも検討します。
- ③水田作メガファームを対象としたスマート農業の普及を進めます。
- ④地域ブランドもちもち牛の販路拡大のため輸出も検討していきます。
- ⑦奥羽山脈に隣接する畑地では、放牧等による農地の保全も検討していきます。
- ⑧担い手が連携し乾燥調製施設の効率利用を進めるとともに、地区の乾燥調製施設の新設について関係機関と検討を進めています。
- ⑨水分地区で生産された飼料作物（牧草、WCS、子実とうもろこし）を地域の畜産経営体に供給し、家畜排せつ由来堆肥は、耕種経営体に供給し地域での資源循環を進めます。
- ⑩バイオ発電で生じる消化液を地域内の子実トウモロコシ等の圃場に還元し、肥料費の削減に取り組むとともに電気の地産地消を進めます。

4 地域の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者） （法律 19 条 3） 別紙のとおり

5 目標地図 別紙のとおり

4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

水分地区_目標地図

